

災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と木更津市キッチンカー協会（以下「乙」という。）は、甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、キッチンカーによる炊き出し等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時において、地域における食料供給体制を強化し、避難生活の質の向上を図ることを目的として、甲が乙に対して行うキッチンカーによる炊き出し等（以下「炊き出し等」という。）に係る協力要請（以下「要請」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定における炊き出し等とは、キッチンカーを用いた調理、配食、及びこれに附帯する業務をいう。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に炊き出し等について要請することができる。

（要請の手続）

第3条 甲は、前条第1項の要請を行う場合、文書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出する。

2 乙は、甲の要請があった場合、可能な範囲で協力を努め、実施の可否を速やかに回答するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲からの要請に基づき、炊き出し等に係る協力を実施したときは、甲に対して、口頭、電話等により実施内容を報告し、後日、文書（別記第2号様式）を甲に提出するものとする。

（協力の内容）

第5条 本協定に基づく、甲が乙に対して要請を行う内容は、次に掲げる事項とする。

- （1）甲が指示した指定避難所等における炊き出し等の実施
- （2）前項を行うに必要な材料の確保、下準備、移動、調理、配食等の作業
- （3）その他、甲が必要と認める支援

(留意事項)

第6条 乙は、前項各号の規定により協力内容を実施する場合は、食品表示法に定める加工食品のアレルギー表示対象品目である「特定原材料8品目」及び「特定原材料に準ずるもの20品目」について表示又は利用者に提示するなど、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

2 前項の規定について、対応が難しい場合はアレルギー対応を実施していない旨の周知を利用者に行うものとする。

3 乙が食事の提供等を行う場合、衛生管理を徹底し、提供する食事を十分加熱する等食中毒が発生しないよう配慮するものとする。

(事故報告)

第7条 乙は、炊き出し等の実施において事故があったときは、速やかに甲に報告するものとする。

(損失補償及び損害賠償)

第8条 本協定に基づく炊き出し等の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

2 乙は、炊き出し等の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(費用の負担)

第9条 乙が第2条の規定による要請に応じて実施した炊き出し等に要した費用は、全額を甲が負担するものとし、その1食あたりの上限金額は、甲が災害救助法に基づき国に求償する範囲内を目安とする。ただし、乙が収集する寄付金及び寄贈品等で賄うときは、この限りではない。

2 前項の費用は、災害発生時の直前における適正価格を基準とし、乙が第4条の規定により実施報告書を甲に提出した後、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 乙が実施する炊き出し等に従事した者の人件費及び移動に係る費用は、乙の負担とする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく炊き出し等に関して、正当な理由なく、活動上知り得た個人情報を外部に漏らしてはならない。本協定の終了後も同様とする。

(災害補償)

第11条 炊き出し等に従事した乙の会員またはその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、補償が必要となった乙の会員自身が負担するものとする。

(平時の連携等)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び相手方への回答を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、本協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

2 乙は、本協定に基づく炊き出し等について、安全かつ効果的に実施し、かつ災害時に市民が安心して利用できるよう、平時において甲が実施する訓練への参加等に努めるものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の30日前までに甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第14条 本協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 8年 3月 9日

甲 住所 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号

氏名 木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦

乙 住所 千葉県木更津市東中央二丁目10番17号

氏名 木更津市キッチンカー協会
会長 小 籠 純 一

要請書（第 号）

木更津市キッチンカー協会会長 様

木更津市長

（公印省略）

令和8年3月9日に締結した災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等に関する協定書に基づき、下記のとおり炊き出し等に係る協力を要請します。

記

要請担当者	職氏名： 連絡先電話番号：	
電話等による 要請の日時	年 月 日（ ） 時 分 頃	
要請内容・数量	内容	数量
要請場所		
要請期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）	
備考		

以上

実施報告書（第 号）

木更津市長 様

木更津市キッチンカー協会会長

令和8年3月9日に締結した災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等に関する協定書に基づき、下記のとおり報告します。

記

報告担当者	氏名： 連絡先電話番号：	
実施担当者		
提供内容・数量	内容	数量
提供場所		
提供期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）	
備考		

以上